

■福岡市子ども・子育て審議会条例施行規則の改正について (処遇困難事例等専門部会関係分)

1 改正の趣旨

現在、児童福祉施設等への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項については、処遇困難事例等専門部会に諮問を行っている。

平成 29 年 6 月 21 日に、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、児童福祉審議会へ諮問することとされている事項の一部（一時保護に関する事項）について、家庭裁判所による審査が導入されることとなった。

(平成 29 年 6 月 21 日付雇児発 0621 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

※法律の施行は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日)

このため、福岡市子ども・子育て審議会条例施行規則について所要の改正を行うもの。あわせて、所掌事務の明示化を図るため、社会的養護に係る認定や指定に関する事項について整理を行うもの。

2 改正の内容（案）

処遇困難事例等専門部会の諮問事項

[改正前]

- 児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項

[改正後]

- 児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項（家庭裁判所による審査事項を除く）
- 里親の認定、及び小規模住居型児童養育事業若しくは児童自立生活援助事業を行う者の指定等に関する事項

[参考]

※小規模住居型児童養育事業とは

家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童に対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する事業

※児童自立生活援助事業とは

児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託又は児童養護施設や児童自立支援施設等への入所措置が解除された児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う事業

3 改正時期（案）

改正法の施行日

【参考】関係法令等

●福岡市こども・子育て審議会条例（抜粋）

（専門部会）

第7条 審議会に、専門の事項に係る市長の諮問に答えるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の決議は、審議会の決議とみなす。

●福岡市こども・子育て審議会条例施行規則（抜粋）

（専門部会）

第3条 審議会は、条例第7条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる専門部会を置き、当該各号に定める事項に係る市長の諮問に答えるものとする。

- (1) 処遇困難事例等専門部会 児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項
- (2) 権利擁護等専門部会 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証
- (3) 教育・保育施設等認可・確認専門部会 保育所、家庭的保育事業等及び幼保連携型認定こども園に係る認可等に関する事項並びに特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項
- (4) 重大事故再発防止等専門部会 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における重大事故に関する事実の把握、発生原因の分析及び再発防止策の検討に関する事項

●平成29年6月21日付内雇児発0621第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公布について」（抜粋）

Ⅱ 家庭裁判所による一時保護の審査の導入

1 改正の趣旨

一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、親権者等の意に反する場合であっても行政の判断で行うことができる。

しかし、原則2ヶ月以内の暫定的な措置であるとはいえ、強制的に親子を分離する措置であり、また、長期化している場合も見られることから、一時保護の手続の適正性を一層担保する観点から、司法の関与が必要である（以下略）

このため、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、現行の都道府県児童福祉審議会の意見聴取に代えて、家庭裁判所による審査を導入することとする。

2 改正の概要

2ヶ月を超えて引き続き一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合には、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2ヶ月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は家庭裁判所の承認を得なければならないこととする（児童福祉法第33条第5項）。

●平成14年9月5日付児雇発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」別紙 里親制度運営要綱（抜粋）

第3 里親制度の概要

2 里親認定の要件

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会（法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。）の意見を聴いて、要保護児童を委託する者として適当と認める者を里親として認定すること。

（以下略）

●福岡市小規模住居型児童養育事業実施要綱（抜粋）

（事業者の指定）

第9条 ファミリーホームの設置及び運営を行おうとする者は、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

2 略

3 市長は、福岡市こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見を聴いて指定する事業者を決定するものとする。ただし、申請者に利害関係を有する専門部会の委員は、当該議題については、会議に出席することはできない。

（以下略）

●福岡市児童自立援助ホーム事業実施要綱（抜粋）

（事業者の指定）

第10条 自立援助ホームの設置及び運営を行おうとする者は、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

2 略

3 市長は、福岡市こども・子育て審議会処遇困難事例等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見を聴いて指定する事業者を決定するものとする。ただし、申請者に利害関係を有する専門部会の委員は、当該議題については、会議に出席することはできない。

（以下略）